

特例入所の取り扱いについて

平成 27 年 4 月 1 日付介護保険法改正により、「特別養護老人ホーム入所ガイドライン」の一部も改正になりました。

1、入所の対象となる者

- (1) 入所の対象者は、要介護3から要介護5までの認定を受けた者のうち、常時の介護を必要とし、かつ認知症等介護状況や在宅サービスの利用度及び家族等の介護負担状況から判断し、真に居宅において介護を受けることが困難な者とする。
- (2) 居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由があることによる、要介護1又は要介護2の者の特例的な施設への入所(以下「特例入所」という。)が認められた者とする。

2、特例入所の要件について

特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由があることに関し、以下の(1)～(4)の何れかに該当する必要があります。

- (1) 認知症であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- (2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- (4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3、入所の申込み方法

特例入所の判定が必要な申込みについては、申込書の「特例入所申込理由記載欄」に、本人や家族または申込者本人を担当する介護支援専門員等の、入所申込者の状況等を十分に把握できる者が、上記(1)～(4)に定める何れかの事情に該当している事を記載して下さい。